



金沢市公報

号外第20号

平成20年(2008年)6月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

ページ

● 条 例

- 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局) 1

条 例

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月12日

金沢市長 山 出 保

●金沢市条例第32号

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「議会における会派」を「議員」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

(交付の対象)

第2条 政務調査費は、金沢市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務調査費は、各月の初日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額180,000円を四半期ごとに交付する。

2 政務調査費は、各四半期の最初の月に当該四半期に属する月数に相当する分を交付する。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数に相当する分を交付する。

3 一四半期の途中において、新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月分から政務調査費を交付する。

4 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

(議員でなくなった場合の政務調査費の返還)

第4条 政務調査費の交付を受けた議員が、一四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たるときは、当月分)以降の政務調査費を返還しなければならない。

第5条を削る。

第6条第1項中「会派等の代表者」を「議員」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条中「、又は変更し」を削り、「会派等の代表者」を「議員」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「会派等の代表者」を「議員」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使途基準)

第8条 議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

第9条を削る。

第10条の見出しを「(会計帳簿の調製等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「経理責任者」を「政務調査費の交付を受けた議員」に、「領収書等」を「領収書その他の関係書類」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同項を第9条とする。

第11条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「会派等の代表者」を「議員」に改

め、「作成し」の次に「、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して」を加え、同条第2項中「収支報告書」の次に「及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第3項を次のように改め、同条を第10条とする。

3 政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

第12条を第11条とする。

第13条中「第11条の規定による収支報告書の提出があった」を「第10条の規定により収支報告書が提出された」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「会派等」を「議員」に、「第9条」を「第8条」に改め、同条を第13条とする。

第15条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条中「第11条」を「第10条」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により従前の例によることとされる改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付を受けた平成20年4月分から6月分までの政務調査費に係る収支報告書については、旧条例第11条第2項の規定にかかわらず、同年7月31日までに提出するものとする。

平成20年(2008年)6月12日 印刷

発行人

金 沢 市

平成20年(2008年)6月12日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)